

予算審査特別委員会

総括質疑

松下 哲也 議員

大雨被害に対し早期の補正予算措置を

**問** 今定例会において、道路維持費として7830万円程が計上された。

8月31日の大雨により道路の損壊箇所が多数報告された。早期の状況把握と追加の補正予算措置を行うべきではないか。

また、農家の耕作道路補修事業に対する相談は何件程度来ているか。

専決処分も視野に入れ迅速に対応する

**答** 町道の91路線で路盤崩落、法面と路肩の決壊

が発生した。路面の傷みも多数あり、「維持費」「災害普及費」「直営作業」の費用算定を急いでいる。酪農家の私道や取付道路の被害が14件報告されているが、

さらに増える可能性がある。耕作道の復旧に対応する被災農道等整備補助金制度の周知に努め、収穫への影響を回避したい。関連予算については、臨時会での補正と専決処分を視野に入れている。



大雨による法面被害

類瀬 光信 議員

スナダヤ釧路進出が本町林産業に与える影響は

**問** スナダヤは、トドマツとアカエゾマツを中心

に年間36万m<sup>3</sup>を処理する計画だという。現在、釧路管内では年間30万m<sup>3</sup>を処理しているが、今後、中小の製材所の原木入手が困難になる。集材がカラマツにまで及んだ場合、畜産用のおが粉の材料が枯渇する。

町内の林産業と畜産を守るため、町有林を地元優先で供給すべきではないか。

伐期を迎えた町有林の有効活用を考えたい

**答** スナダヤは、通常では利用価値の低い材まで

利用する高い技術を有している。それでもトドマツの原木丸太の値上がりは疑う余地がない。地域の木材供給に影響がないよう期待するとともに、伐期を迎えた町有林を町内に供給するよう配慮したい。



類瀬 光信 議員

牛ウイルス性下痢の防疫体制を強化すべき

**問** 牛ウイルス性下痢は経済的損失が大きい。近年、バルク乳のスクリーニングによる摘発が奏功して、発生が減少している。しかし、常に野外感染が起きているので、蔓延のリスクはある。

そんな中、垂直感染を防ぎ持続感染牛を発生させない新型ワクチンが開発された。従来型の混合ワクチンとの併用や変更を見据え、試験接種等を行ってはどうか。

効果的な使用法などについて研究する

**答** 本症の令和5年度中の発生は2頭にとどまる。当該ワクチンは、垂直感染を防ぐほか、妊娠牛にも使用できて有効期間が長いという特徴から、予防の省力化も期待できる。現行

のワクチンプログラムに取り込めるかについては、家畜自衛防疫連絡協議会で協議したい。



役場内のハラスメントについて実態を把握すべき

**問** 役場内のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントについての風聞は以前から耳にする。

各種ハラスメントの存在が、町職員の中途退職や敬遠に影響していると指摘する町民も少なくない。必要な町職員を確保することと、より良い職場環境を整えることは、結果として町民の利益になる。アンケート調査等を行い、実態を把握すべきではないか。

行為を受けた者の主張を客観的に判断する

**答** ハラスメントを受けた、あるいは見たという申し出以前の「ハラスメントにあたるか」という相談事例はある。行為を受けた人と、目撃した人からの申し出のあったことについて、客観的に

判断するというのが現行ルール。その先にアンケート調査があると考える。アンケート調査の実施は、実態を把握する手法のひとつとして検討したい。



損壊を繰り返す町道沼幌川沿線に抜本的な対策を

**問** 町道沼幌川沿線は、これまで度々冠水や損壊により通行止めとなっている。以前から抜本的な対策をと指摘してきた。関係者、関係機関との協議が必要ではないか。

根本的な対策を協議する

**答** 道路としての根本的な対策が取れない状況だ。農林課を含めて協議したい。

総務経済委員会  
所管事務調査報告書

◆調査事項

標茶町における地域おこし協力隊の現状と課題について

◆調査日時

令和6年5月14日  
令和6年6月20日  
令和6年8月21日

◆調査の経過と内容

地方では人口減少・少子高齢化が著しく、人材の確保が課題となっている。一方、都市生活者の地方移住のニーズの高まりもあり、平成21年より要綱の整備がなされ、「地域おこし協力隊」が制度化された。標茶町では平成29年7月

より地域おこし協力隊の受け入れをはじめ、現在では

7名の地域おこし協力隊員は標茶町ホースタウンプロジエクトに準ずる業務、標茶町の観光を推進するための観光協会支援、めん羊事業の推進、町営バスの運行・維持に携わってもらっている。また地域おこし協力隊OBによる現役隊員へのサポート事業もされている。

弟子屈町で地域おこし協力隊が携わり、令和6年8月にオープンした弟子屈ワイナリーを視察した。

◆委員会の所見

現在、標茶町では7名の地域おこし協力隊員が活躍しているが、主に観光事業に準じた内容である。それ

それが得意分野や新たな挑戦をし、能力を発揮している。受け入れる側としては、一人でも多く標茶町に定住することを希望するが、最長3年間と限られた時間の中で各隊員が思い描いている希望が標茶町で実現することを切に願う。

他町村の調査でも感じたことであるが、各隊員が進める事業において隊員・行政・関係団体・民間の積極的なコミュニケーションが重要である。日々業務に追われる隊員は、知らない土地で時として孤独・孤立感を感じてしまうこともあると想像する。各隊員が思い描いている希望を標茶で実現するためには、行政との綿密な相談のうえ業務の質の向上を図り、地域住民との積極的な交流のもと、各隊員の生活の基盤が標茶町にできるよう推し進める必要がある。

課題としては、各隊員は広報紙を媒体として活動の情報発信をしているが、なかなか活動が知れ渡っていない。

るとは言い難い。町民側からも隊員の活動に関心を持ってもらえるような取り組み（例：町民との交流会）も必要である。

また、標茶町として地域おこし協力隊員を招き入れるにあたって、スポット的な行政側のニーズだけでなく、標茶町の特色を最大限

に生かせるよう中・長期的な視野を織り交ぜたまちづくりを進めるための議論の場も必要である。

行政・地域おこし協力隊員・町民問わずより良いまちづくりを通じ、共に成長していく姿勢が重要である。



観光案内所



# 厚生文教委員会 所管事務調査報告書

## ◆調査日時

令和6年7月29日（月）  
午前10時30分～

## ◆調査事項

標茶町クリーンセンター  
の現状と課題について

## ◆調査の経過と内容

はじめに、クリーンセンター尚師英男所長より、施設の案内と説明があった。施設の視察は、ごみ焼却棟、浸出水処理棟、浸出水調整池、埋立処分地、リサイクルセンター、ストックヤード、余熱利用設備、管理棟などである。尚師所長は、①ごみの適正処理と施設の

現在行っているD型ハウスの分別作業の労働環境では、窓を二つつけて風通しを良くし、また冬期間は暖房機を使うなど改善しつつある。

## ◆委員会の所見

ごみ焼却棟、埋め立て処分地等の長寿命化や環境保全のためにも、ごみの分別やごみの量を少なくしていくための運動をもっと進めるべきである。また、町助成の生ごみ処理機器をもっと活かすべきであり周知をさらに進めるべきである。

紙おむつ、パット等は可燃ごみとして無料で回収されているが、これからも家庭や施設等からさらに、多く排出されると想定される。今後は処理方法についても検討していくべきと考える。

資源ストックヤードの分別作業の労働環境については、改善しつつあるが、ほこりが舞い込み健康面での

心配がある。屋根にベンチレーターなどの換気装置を講じる等、更なる労働環境改善を考えるべきである。廃棄物を炭化させて有効利用する技術が確立されている。炭化の対象は、廃材、廃車、廃家電、廃プラ、漁網・漁具、下水汚泥、貝殻など広範囲にわたる。炭化によって得られる炭素は、

漁礁、土壌改良剤、融雪剤、建築資材、環境資材、電気自動車部品などに利用されており、確固たる需要がある。有用な資源を産生する産業の創出と、焼却炉の長寿命化の観点から研究すべきと考える。

ごみに関するSDGsに基づく町民講座・研修を行ってはどうか。



# 第3回臨時会

7月24日、第3回臨時会が開催されました。

## 専決処分1件

昨年12月22日発生の自動車事故について7月16日付で専決処分を行ったと報告がありました。議会はこれを承認しました。損害賠償額は、32万6646円でした。

## 議案第43号 釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

条例の別表(第9条関係)宿泊料の上限額1泊1名につき1万円が2万5350円になりました。

備考として「宿泊料には、食料料を含まないとする」が付け加えられました。

また、入浴料が町民は大人650円(入湯税を入れて700円)小学生は

300円、町民以外は、入湯税を入れて大人1000円、小学生は500円となりました。なお中学生は大人の料金と同じですが、入湯税がかからないので町内650円、町民以外950円となります。

また、今までの2、団体利用の場合の料金3、附属施設等の料金4、営利を目的とする場合の料金はいずれも削除されました。

## 反対討論

深見 迪 議員

釧路湿原かや沼観光宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

討論にあたって、これまでかなり議論をしてきましたので簡潔に行います。

今までの議論を振り返ってみますと「高級化とかそういうところではなくて、今あるものをよくして提供する」というところは、住

民のみなさんのニーズに背いたものではないと考えている」これは副町長の説明でした。

そして、町長は質問に対し、「町民のみなさんが利用の中心は温泉の利用、それから宴会場の利用、そしてレストランの利用、外の焼き肉を含めての利用が中心です。これらについてはすべて今の計画の中には取入れをしながら計画をしております。町民のみなさんのこれまで使っていた形態について一定程度の確保をしていきたい」と答弁しています。

指定管理者がかわったとはいえ、今回の条例一部改正では、上限額が1万円から2万5350円となり、また、貸室が削除されるなど、町が目指していたこととは大きく離れていったと思います。

付け加えれば、町長は利用客の95%が町外で町民の利用は5%であることをしばしば答弁の中で示してい

ますが、実際は今までの「憩の家」の活用についていえば、研修会、同窓会等々町民が町外の人たちを誘って自らも宿泊するといった「憩の家」を少なからず町の財産として応援してきたことも指摘しておきます。

以上、今回の条例の一部改正に対する私の反対討論といたします。



釧路湿原かや沼観光宿泊施設 ぼん・ぼんゆ

## 議案第44号

### 一般会計補正予算

・6565万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億4532万6千円としました。

補正予算の主なものは次のとおりです。

- 低所得者支援給付金 1075万円
- \*今年度新たに住民税非課税世帯となった人などに10万円の給付金が支給されます。約100人を対象としています。昨年度支給された人は対象外です。
- 定額減税調整給付金 4500万円
- \*岸田内閣が決めたもので、令和6年分所得税の納税者のうち、前年の合計所得金額が1805万円以下の方が対象です。
- \*減税額は、所得税から1人3万円、住民税所得割から1人1万円です。
- 観光費 728万6千円
- \*釧路湿原かや沼観光宿泊施設に関する予算で
- ・特別旅費5人分で60万6千円
- ・食糧費 36万円
- ・一人6千円で60名分
- ・広告料566万5千円
- ・北海道新聞、釧路新聞に全面広告など